

東京大学医学部附属病院教職員勤務時間、休暇等細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
改正 平成 17 年 3 月 28 日
改正 平成 18 年 3 月 30 日
改正 平成 19 年 3 月 26 日
改正 平成 20 年 3 月 25 日
改正 平成 21 年 3 月 26 日
改正 平成 22 年 3 月 25 日
改正 平成 23 年 3 月 28 日
改正 平成 24 年 3 月 29 日
改正 平成 25 年 3 月 28 日
改正 平成 26 年 3 月 27 日
改正 平成 27 年 3 月 26 日
改正 平成 28 年 3 月 23 日
改正 平成 28 年 12 月 15 日
改正 平成 31 年 3 月 22 日
改正 令和 2 年 3 月 26 日
改正 令和 4 年 3 月 24 日
改正 令和 5 年 3 月 23 日

(目的)

第1条 この細則は、教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、東京大学医学部附属病院教職員勤務時間、休暇等規則（以下「勤務時間等規則」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 教職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻の変更)

第3条 勤務時間等規則第3条第1項に基づく始業及び終業の時刻並びに同規則第4条第2項及び第4項に基づく休憩時間及び勤務する者は、別表第1のとおりとする。

(休日の振替)

第4条 業務上の必要により勤務時間等規則第9条に規定する休日に勤務を命じる場合は、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振替えることができる。

(代休)

第5条 前条による休日の振替ができない場合には、当該休日の代休を与えることができる。

2 前項による休日の代休は、当該休日の日以降に与えるものとする。

(勤務しないことの承認)

第6条 勤務時間等規則第12条により承認を受ける場合は、次のとおりとする。

- 一 指定したレクリエーションへの参加を承認された場合
 - 二 勤務時間内に勤務時間等規則第25条に定める保健指導又は健康診査を受ける場合
 - 三 勤務時間等規則第26条第3項に定める通勤の緩和により勤務しない場合
 - 四 別に指定する総合的な健康診査を受ける場合
 - 五 自己啓発活動を行うため、特に認めた場合
 - 六 その他特に必要と認めた場合
- 2 前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ所定の様式に必要

事項を記入し、申し出なければならない。

(1 ケ月単位の変形労働時間制)

第7条 勤務時間等規則第13条の規定により、診療部門、部、センター及び室に勤務する教職員（第8条に規定する教職員を除く）の勤務時間は、平成16年4月1日を含む週の日曜日を起算日とする4週間単位の変形労働時間制によるものとし、4週間を平均して1週38時間45分以下とする。

2 各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は別表第1のとおりとし、各人ごとに定める勤務表により各4週間が始まる7日前までに通知するものとする。

3 休日は、4週間を通じて変形労働時間制を適用しない教職員と同日数とし、1週間においては少なくとも1日以上とする。

4 業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

第7条の2 勤務時間等規則第30条の規定により、1ヶ月単位の変形労働時間制を実施する場合には、前条（第2項を除く）の規定を準用し、次の各号について別に定めたうえ、行うものとする。

一 始業終業時刻

二 勤務割表の作成手続及び周知方法等

(1年単位の変形労働時間制)

第8条 勤務時間等規則第14条の規定により、看護部の3交替制適用部署に勤務する教職員（看護師長を除く）の勤務時間は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4に定める協定を締結した場合、1年単位の変形労働時間制によるものとし、対象期間を平均して1週38時間45分以下とする。

2 各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は別表第1のとおりとし、各人ごとに定める勤務表により通知するものとする。

3 休日は、1週間においては少なくとも1日以上とし、各人ごとに定める勤務表により通知する。

4 業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

(年次有給休暇の日数)

第9条 他の国立大学法人等（東京大学医学部附属病院教職員退職手当規則に定める在職期間が通算され、又は教職員としての在職期間とみなされる法人等に限る。）から引き続き教職員となった者の当該教職員となった日における年次有給休暇の日数については、当該法人等における同様の年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与えるものとする。

(年次有給休暇の手続き)

第10条 教職員は、勤務時間等規則第18条の年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ所定の様式に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

2 勤務時間等規則第19条の2の規定により、教職員に年次有給休暇を時季を定めて与える場合には、あらかじめ、同条の規定により当該年次有給休暇を与えることを当該教職員に明らかにしたうえで、その時季について意見を聴取するものとする。

(病気休暇の手続き)

第11条 教職員は、勤務時間等規則第22条の病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

- 2 次に掲げる病気休暇の承認を受けようとする場合若しくは、次に掲げる病気休暇以外の病気休暇の承認を受けようとする場合において、大学法人から求められた場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類をすみやかに提出しなければならない。
- 一 連続する 8 日以上の期間（当該期間における要勤務日の日数が少ない場合は、その日数を考慮して別に定める期間）の病気休暇
 - 二 請求に係る病気休暇の期間の初日前 1 月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して 5 日以上である場合における当該請求に係る病気休暇
- 3 病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。
- 4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、大学法人が指定する書類を提出するとともに、産業医又は大学法人が指定する医師の診断に基づき、許可を受けなければならない。

（特別休暇）

第 12 条 勤務時間等規則第 23 条の特別休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 教職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 四 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年（1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までをいう。以下同じ。）において 5 日（大学法人が別に指定する活動にあっては、大学法人が別に指定する日数を加算した日数）の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
 - ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- 五 教職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の 5 日前から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの連続する 5 日の範囲内の期間

- 六 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性教職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 七 女性教職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- 八 生後1年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
(ただし、当該教職員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該教職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間)
- 九 教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、教職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる事由のため勤務しないことが相当であると認められるとき並びに当該出産にかかる子又は小学校就学前の子を養育する場合で、養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1日または1時間を単位として教職員の配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から当該出産にかかる子が満1歳に達する日までの期間中の7日の範囲内の期間
- 十 小学校第3学年を終了する年の3月末までの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、その子の看護（負傷若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）又は疾病予防の世話をため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として一の年において5日（その養育する小学校第3学年を終了する年の3月末までの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 十一 教職員が東京大学医学部附属病院教職員休業規則（平成26年3月27日制定）第8条第1項に規定する要介護状態にある家族（同条第2項に定める対象家族をいう。）の介護又は世話をため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として一の年において5日（要介護状態にある家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 十二 教職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第2に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 十三 教職員が父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者又は子の追悼のための特別な行事（当該親族の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
- 十四 教職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における3日の範囲内の期間
- 十五 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間
- イ 教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- ロ 教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- 十六 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

十八 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日又は1時間を単位としての一の年において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

十九 その他、特に指定する日

2 前項（第14号を除く。）の連続する日数及び週数には、休日を含むものとする。

（特別休暇の手続き）

第13条 教職員は、特別休暇（前条第1項第6号及び第7号の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の場合において、証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

3 前条第1項第6号の申出は、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入して行わなければならぬ。

4 前条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった教職員は、その旨をすみやかに届け出るものとする。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

（休暇手続きの経過措置）

2 この細則の施行日の前日において、現に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に基づき施行日以降にわたり年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けている場合は、この細則による申し出又は承認を受けたものとみなす。

勤務しないことの承認についても同様とする。

（休日の振替又は代休の適用）

3 この細則の施行日の前日以前に週休日又は休日に勤務した場合における第4条及び第5条の適用については、従前の振替又は代休の取扱による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第1項の規定は、平成18年3月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(病気休暇の手続の経過措置)
- 2 改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に請求する病気休暇について適用する。この場合において施行日前に使用した病気休暇は、同項第2号の請求にかかる病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇に含まれないものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係、第7条第2項関係、及び第8条第2項関係）

1 教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）

備考 勤務時間等規則第4条第1項の規程により休憩時間を1時間とする教職員にあっては、終業及び休憩の時刻をそれぞれ15分繰り下げた又は繰り上げた時刻とする。（以下別表第8まで同じ。）

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	12：00～13：00

2 検査部、輸血部、病理部及び感染制御部に勤務する教職員（教員を除く。）

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	12：30～13：30
B 勤務	7：30～16：15	11：30～12：30
C 勤務	8：00～16：45	12：00～13：00
D 勤務	9：00～17：45	13：00～14：00
E 勤務	9：30～18：15	13：30～14：30
F 勤務	17：15～0：30 7：00～8：30	20：45～21：45
G 勤務	00：00～8：45	5：00～6：00
H 勤務	11：15～20：00	15：15～16：15
I 勤務	13：15～22：00	17：15～18：15
16 勤務 A	15：45～8：30	0：00～1：15
16 勤務 B	17：15～10：00	0：00～1：15
J 勤務	7：00～15：45	11：00～12：00
K 勤務	8：30～12：30	
L 勤務	8：15～17：00	12：00～13：00
12 勤務 A	8：30～21：00	12：30～13：30
12 勤務 B	7：30～20：00	11：30～12：30

3 薬剤部、事務部、検診部、臨床研究推進センター及び早期・探索開発推進室に勤務する教職員

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	① 11：30～12：30 ② 12：00～13：00 ③ 12：30～13：30
B 勤務	15：30～8：45	① 1：00～2：45 ③ 2：30～4：15
C 勤務	7：00～15：45	11：00～12：00
D 勤務	7：30～16：15	11：30～12：30
E 勤務	8：00～16：45	12：00～13：00
F 勤務	9：00～17：45	13：00～14：00
G 勤務	9：30～18：15	13：30～14：30
H 勤務	10：00～18：45	14：00～15：00

I 勤務	10：30～19：15	14：30～15：30
J 勤務	11：00～19：45	15：00～16：00
K 勤務	11：30～20：15	15：30～16：30
L 勤務	12：00～20：45	16：00～17：00
M 勤務	12：30～21：15	16：30～17：30
N 勤務	13：00～21：45	17：00～18：00
O 勤務	8：15～17：00	12：00～13：00

4 放射線部に勤務する教職員（教員を除く。）

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	12：15～13：15
B 勤務	16：00～8：45	0：00～1：15
C 勤務	16：00～8：45	1：00～2：15
D 勤務	7：00～15：45	11：00～12：00
E 勤務	11：30～20：15	15：30～16：30
F 勤務	7：30～16：15	11：15～12：15
G 勤務	8：00～16：45	12：00～13：00
H 勤務	9：00～17：45	12：30～13：30
I 勤務	9：30～18：15	13：00～14：00
J 勤務	10：00～18：45	13：00～14：00
K 勤務	10：30～19：15	14：30～15：30
L 勤務	11：00～19：45	15：00～16：00
M 勤務	12：00～20：45	16：00～17：00
N 勤務	12：30～21：15	16：30～17：30
O 勤務	13：00～21：45	17：00～18：00
P 勤務	16：00～8：45	22：45～0：00

5 看護部に勤務する教職員

勤務態様		勤務時間	休憩時間
日 勤	日勤A	8：00～16：45	12：00～13：00
	日勤B	8：00～15：15	11：30～12：30
	日勤C	11：30～20：15	15：30～16：30
	日勤D	7：30～16：15	11：30～12：30
	日勤E	9：30～18：15	13：30～14：30
	日勤F	10：30～19：15	14：30～15：30
	日勤（共通 ・外来）	8：30～17：15	12：15～13：15
准 夜	准夜A	15：30～22：45	19：00～20：00
	准夜B	14：00～22：45	18：00～19：00
深 夜	22：00～8：45		2：00～2：45 5：00～5：45

夜勤	15：30～9：00	19：30～20：00 23：45～0：30 4：30～5：15
----	------------	--

6 臨床工学部及び材料管理部に勤務する教職員（教員を除く。）

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：00～16：45	12：00～13：00
B 勤務	16：30～9：00	0：00～1：00
C 勤務	7：30～16：15	12：00～13：00
D 勤務	7：00～15：45	11：00～12：00
E 勤務	10：00～18：45	14：00～15：00

7 病態栄養治療センターに勤務する教職員

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	12：00～13：00
B 勤務	9：00～17：45	12：00～13：00
C 勤務	10：30～19：15	14：00～15：00
D 勤務	7：30～16：15	12：00～13：00
E 勤務	12：45～21：30	17：00～18：00

8 リハビリテーション部に勤務する教職員（教員を除く。）

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	12：00～13：00
B 勤務	7：30～16：15	11：15～12：15
C 勤務	8：45～17：30	12：00～13：00
D 勤務	9：00～17：45	12：00～13：00
E 勤務	8：00～16：45	12：00～13：00

9 眼科に勤務する教職員（教員を除く。）

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	12：00～13：00
B 勤務	9：00～17：45	12：30～13：30

10 その他特に定めのない教職員

勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務	8：30～17：15	12：00～13：00

別表第2（第12条第1項第12号関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	7日

子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
おじ又はおばの配偶者	1日